

資格申請システムQ&A（物品・役務）

【平成30年8月31日版】

★ 電子調達共同利用システムの「FAQ(よくある質問)」「初めてご利用の方」もあわせてご覧ください

| No | 分類 | 質問 | 回答 |
|-----|------|--|---|
| 1-1 | 全般 | 島根県と7市町については今回からこのシステムを利用することになるのか。また、今後3年に一度の定期審査申請もシステムで行うということか。 | 今回から島根県と参加7市町への申請は、資格申請システムを利用することになります。今後の定期審査申請も、資格申請システムにより行うこととなります。 |
| 1-2 | 全般 | 現在も入札参加資格を有しているが、「新規申請」になるのか。 | 今回、資格申請システムからの初めての申請となりますので、全てが「新規申請」となります。 |
| 2-1 | 利用時間 | 資格申請システムの利用時間を教えてください。 | 資格申請システムの稼働時間は平日8:00～23:00です。土日、祝日、12月29日～1月3日は稼働しませんので、ご注意ください。 |
| 3-1 | 定期申請 | 次回の定期審査申請の時、今回入力したデータは残っているのか。また、予備登録で発行されるIDは3年後の定期審査申請の時も使えるか。 | 次回の定期申請は「継続申請」となり、今回入力した情報が反映された状態から進みます。予備登録で発行されるIDは今後資格申請を行う上で必要となります。3年後も使用しますので大事に保管してください。 |
| 3-2 | 定期申請 | 資格申請システムの受付期間の締め切りとは別に、書類郵送の締め切り期間も設けられているのか。 | 送付する書類は受付期間最終日の到着か、郵便又は信書便で送付され受付期間最終日までの消印(発送)日があるもののみ受付期間最終日を過ぎて到着しても有効とします。 |
| 4-1 | 端末環境 | IE以外のブラウザはどこまで対応しているか。またどれくらいの頻度でブラウザのバージョンアップに対応するのか。 | IE以外のブラウザには対応しておらず、Internet Explorer11以外はサポートの対象としておりません。IEバージョンアップ対応のタイミングは電子入札システムの対応時期と同じとなります。 |
| 4-2 | 端末環境 | パソコン・ソフトウェア・ネットワークを電子入札システムと同様の環境に整えないと、予備登録および入札参加資格申請も行えないのか。 | Windows7、8.1、10とInternet Explorer11とネットワークの環境があれば資格申請システムは利用できます。Java環境、ICカードリーダーは資格申請システムでは設定不要です。 |
| 4-3 | 端末環境 | 新名簿登録がH31～H33年とあるが、元号が変わることで登録上の再手続等必要か。 | 平成31年5月に新元号に関しての対応を行います。利用者様の再手続は不要です。 |
| 4-4 | 端末環境 | 資格申請システムを利用するために、ICカードは必要か。 | 資格申請システムではICカード及びICカードリーダーは不要です。 |
| 5-1 | 予備登録 | 工事の資格申請システムに登録しているが、物品・役務も資格申請システムに登録する場合に予備登録が必要か。必要であれば、パスワードは工事と同じものでも問題ないか。 | 工事に登録がある場合でも、物品・役務に登録する場合は新たに予備登録をしていただき、個別のIDを取得する必要があります。ただし、予備登録で入力するパスワードについては、工事と物品・役務を同じものに設定することは可能です。 |
| 5-2 | 予備登録 | 予備登録の途中で一時中断をせずにブラウザを終了し、再度予備登録を申請することができるのか。 | 予備登録には一時保存機能はありませんので、予備登録を行うときは途中中断はできません。途中中断した場合、最初から予備登録を行って下さい。 |
| 5-3 | 予備登録 | 資格を希望する自治体を業種ごとに全てまず予備登録から始めて、IDとパスワードを入手する必要があるか。 | 島根県及び7市町に申請する場合でも予備登録は1つでお願いします。 |
| 5-4 | 予備登録 | 予備登録のパスワードの文字数はいくらか。 | 6文字以上20文字以内で設定をお願いします。 |
| 5-5 | 予備登録 | 予備登録について、代表者と担当者は同じ人でよいか。 | 問題ありません。 |
| 5-6 | 予備登録 | マニュアルには、資格申請パスワード欄に「(予備登録時に入力されたパスワードです)」との記載があったが、実際もそのような記載となっているのか。それとも、予備登録時に入力したパスワードの数字やアルファベットが表示されているのか。 | セキュリティ上パスワードをメールで通知することはありません。パスワードの欄に「予備登録時に入力されたパスワードです」と記述されたメールが届きます。予備登録時のパスワード画面を必ず印刷してください。 |
| 5-7 | 予備登録 | 行政書士が、会社の予備登録を行っても問題ないか。予備登録のメールアドレスは、行政書士で行い、本登録で担当者メールを会社のものに変更するという対応できないか。 | 問題ありません。 |
| 5-8 | 予備登録 | 予備登録時のメールに有効期限として「予備登録時:3日間」とあるが、3日間の間に本登録、資料提出すべてを行わなければならないのか。 | 「メールアドレス確認用URL通知メール」に記載されている「確認用URL」の有効期限が3日間となっておりますので、この3日間の間に「確認用URL」をクリックすれば、本登録につきましては有効期限はありません。申請期間内に予備登録、本登録の入力、共通添付書類・個別添付書類の提出を完了させてください。有効期限を越えた場合は、初めから予備登録を行う必要がありますので十分ご注意ください。 |

資格申請システムQ&A（物品・役務）

【平成30年8月31日版】

★ 電子調達共同利用システムの「FAQ(よくある質問)」「初めてご利用の方」もあわせてご覧ください

| No | 分類 | 質問 | 回答 |
|------|------|--|--|
| 5-9 | 予備登録 | 予備登録を行いIDが発行されたが、本登録は時間を空けて登録しても大丈夫か。 | IDが発行されますと予備登録は完了ですので、本登録は時間を空けて登録しても問題ありません。 |
| 5-10 | 予備登録 | 予備登録は複数人の設定が可能か。または代表者1名で登録するのか(特にメールアドレス) | 予備登録は担当者1名のみ設定になります。複数人にメール通知が必要でしたら、メーリングリストをご確認ください。 |
| 5-11 | 予備登録 | 1名の担当者が予備登録の入力を行い、IDパスワードを取得した後、複数人(登録者以外)でもシステム活用が可能か。 | ID、パスワードでログインするシステムのため、ID、パスワードが分かれば複数人でのシステム利用が可能です。 |
| 5-12 | 予備登録 | 予備登録における担当者メールアドレス入力は複数可能か。 | 複数のメールアドレスは入力できません。管理者メールアドレス、メーリングリスト等をご確認ください。 |
| 5-13 | 予備登録 | 申請担当者のメールアドレスは、メーリングアドレスでも問題ないか。 | メーリングリストでも問題ありません。 |
| 5-14 | 予備登録 | 予備登録または基本情報等の代表者氏名というのは会社の代表者氏名なのか、担当者の氏名なのか。 | 会社の代表者の氏名を入力してください。 |
| 5-15 | 予備登録 | 予備登録後、何日程度でIDが発行されるのか。 | 予備登録後すぐにIDが発行されます。 |
| 5-16 | 予備登録 | ①工事については行政書士、物品・役務については会社が申請する場合、IDやパスワード、業者番号はどのようになるのか。また、そのように申請するにあたり注意点はあるのか。 ②工事のIDやパスワード、業者番号は、新規登録する物品・役務で同じものが使えるか。 | ①工事と物品・役務のIDは異なります。工事のIDを取得されている方でも物品・役務の予備登録が必要になります。 ②工事と物品・役務のIDや業者番号はシステムから自動的に発行されるためそれぞれ異なりますが、パスワードは貴社で設定するため、工事と物品・役務を同じものに設定することは可能です。 |
| 5-17 | 予備登録 | 予備登録の手続きを行政書士に委任する場合、「メールアドレス確認用URL通知メール」が送信される「担当者メールアドレス」には、行政書士のメールアドレスを入力してもよいか。それとも予備登録は申請者が行い、発行されたIDを委任する行政書士に伝えて手続きを依頼する必要があるのか。 | 予備登録や本登録等すべての作業を行政書士の方が行うことは可能です。ただし、電子入札システムを利用する方に関しては、資格申請システムへログインし名簿内容照会から電子入札システムを利用するための利用者登録番号を確認する必要があるため、貴社でもIDやパスワードを管理されることをおすすめします。 |
| 5-18 | 予備登録 | 担当者アドレスがない。会社のアドレスと同じでも良いか | 会社のアドレスと同じでも問題ありません。 |
| 6-1 | 入力方法 | タイムアウトがあるのか。 | 1時間未操作で最初から入力が必要となりますのでご注意ください。 |
| 6-2 | 入力方法 | 「一時保存」を押さずに次に進んでも内容は保存されているか。 | 「一時保存」は登録内容を保存して最初の画面に戻るといった機能です。「次へ」ボタンは登録内容を保存して次に進むという機能ですので、次に進んでも内容は保存されます。 |
| 6-3 | 入力方法 | 個別情報入力で誤りがあった場合にはエラーが表示されるのか。 | 必須項目等で入力されていない、あるいは全角半角の間違い等はエラーとなります。 |
| 6-4 | 入力方法 | 外字等で置き換えた時、分かるようにする必要はないのか。 | 登記事項証明書により確認しますので、分かるようにする必要はありません。 |
| 6-5 | 入力方法 | 「担当者・行政書士情報」画面で入力する「担当者」とは、例えば営業担当者の情報でよいか。 | 申請内容の問い合わせ等を行うこともありますので、実際に申請する方の情報を入力してください。 |
| 6-6 | 入力方法 | 「申請先自治体別営業所選択」画面にある「利用者登録番号」とは何か。 | 電子調達システム利用時の登録番号(10桁)を指します。なお、自治体側で入力しますので何も入力せず空白でお願いします。 |
| 6-7 | 入力方法 | 利用者番号を付番されていない自治体についての「利用者登録番号」は未入力でよいか。 | 自治体側で入力しますので何も入力せず空白でお願いします。 |
| 6-8 | 入力方法 | 「利用者登録番号入力」について、電子入札システムで使用するICカードを更新する際、「島根県」の更新作業は実施したがその他の自治体は未実施のため、以前の登録情報がリセットされた。利用者登録番号の通知がきていても未登録の自治体については「利用者登録番号」欄は未入力でよいか。 | 自治体側で入力しますので何も入力せず空白でお願いします。 |

資格申請システムQ&A（物品・役務）

【平成30年8月31日版】

★ 電子調達共同利用システムの「FAQ(よくある質問)」「初めてご利用の方」もあわせてご覧ください

| No | 分類 | 質問 | 回答 |
|------|------------------|---|---|
| 6-9 | 入力方法 | 入札参加申請をして認定を受けている自治体だが、まだ電子入札システムによる電子入札に参加したことがないので、利用者登録をしていない。 電子入札システムで利用者登録を行ってから、資格申請システムの利用者登録番号を入力する必要があるのか。 | 自治体側で入力しますので何も入力せず空白でお願いします。 |
| 6-10 | 入力方法 | 電子入札に登録しているメールアドレスと入札参加資格申請に登録するメールアドレスは異なってもよいか。 | 電子入札システムと資格申請システムのメールアドレスは異なっても問題ありません。 資格申請システムメールアドレスは資格申請のみで使用するメールアドレスとなります。 電子入札システムのメールアドレスは電子入札システムの利用者変更画面からメールアドレスを変更しないかぎり変更されることはありません。 |
| 6-11 | 入力方法 | 代表者役職名を入力しようとしても、8文字しか入力できない。 | 代表者の役職名はシステムの仕様上、8文字しか入力できません。 代表者役職名の欄には、最初からの8文字を入力し、備考欄(最下段)に正しい代表者役職名の全文字分を入力してください。 例:「取締役常務執行役員支社長」 → 代表者役職名欄:取締役常務執行役員 備考欄:取締役常務執行役員支社長 |
| 6-12 | 入力方法 | 代表者の役職について取締役・報酬役員・執行役・代表執行役とそれぞれ登記されている。 この場合、代表執行役社長とシステムへ入力してもよいか。 | 通常、入札契約時に使用される役職名を入力してください。 |
| 6-13 | 入力方法 | 本社(本店)所在地を記入する欄があるが、登記上の住所(本店)と、別に通常使用する住所(本社)がある場合、どちらで登録をした方がよいか。 なお、電子入札用のICカードは、登記上の住所で登録したものを使用している。 | 通常、入札契約時に使用する住所を入力してください。 |
| 6-14 | 入力方法 | 委任する営業所がない場合は、「営業所情報一覧」画面は入力しなくてもよいか。(本社のみで申請)。 | 委任する営業所がない場合は、「営業所情報一覧」画面は入力されなくて構いません。 |
| 6-15 | 入力方法 | 「申請先自治体別営業所選択」画面から次へをクリックしても、「委任先として選択されていない営業所があります。」というエラーが表示され、次の画面へ進めない。 | 委任先営業所として選択されていない(チェックを入れていない)営業所が存在します。 「営業所情報一覧」画面まで戻り、委任先営業所として選択しない営業所を削除してください。 (「営業所情報一覧」画面では、委任する営業所のみ登録してください。) |
| 6-16 | 入力方法 (お願い) | 複数の自治体へ申請する際に、「営業品目一覧」画面で1市町のみ登録し、他の市町の登録は後日行いたい、一時保存ができない。 | 「営業品目一覧」画面に表示している全自治体の入力状態が「入力済」にならないと一時保存ができません。 各自自治体の営業品目登録画面で何か1つダミーを入力して登録し、全て「入力済」とすると一時保存が可能となりますので、一時保存をしたい場合は上記の対応をお願いします。 ダミーで入力した項目は、申請を完了しない限りは修正ができますので、後日修正をお願いします。 |
| 6-17 | 入力方法 (最も多い質問) | 物品の「営業品目登録」画面で、備考欄に何を入力するのか分からない。 | 備考欄については、各自自治体で入力内容が違いますので、各自自治体が作成する手引きを必ずご確認のうえ、説明の内容に合うものを入力してください。 |
| 6-18 | 入力方法 | 「営業品目登録」画面でコピーボタンがあるが、島根県で登録した内容を松江市へコピーしたいため、コピーを選択するが、何も表示されない。 | 「営業品目登録」画面のコピー機能は、同一自治体で複数営業所を登録し同じ内容を入力する際に使用するボタンです。 他の自治体へのコピーはできません。 |
| 6-19 | 入力方法 | 「営業品目登録」画面で、 ①営業品目は、各自自治体の分類表以外のものも入力可能か。 ②50文字を超えてしまう場合はどうすればよいか。 ③英文字入力も全角入力か。 ④複数品目を入力したい場合、スペースで区切りをすればよいか。 | ①代表的なものを例示として挙げていますので、例示になくても分類表以外のものでもその区分に該当していれば入力可能です。 ②50文字以内でお願いします。50文字を超える場合は申請自治体へお問い合わせください。 ③可能です。 ④入力方法は各自自治体の判断になりますので申請自治体へお問い合わせください。 |
| 6-20 | 入力方法 | ①現在、受任者が複数ある。今回、資格申請を一本化してシステム入力するが、実際の入札については参加資格に基づき個別に行う今までの流れということか。 ②「縦って書類を提出」とあるが、縦るとはどういう形か | ①今までどおりです。入札はそれぞれの受任者が委任されている範囲で、参加資格に基づき入札に参加することになります。 ②共通添付書類、個別添付書類送付票に記載のある順番どおり、番号順に書類を重ねて送付してください。申請自治体で具体的な指示があれば、その指示に従ってください。 |

資格申請システムQ&A（物品・役務）

【平成30年8月31日版】

★ 電子調達共同利用システムの「FAQ(よくある質問)」「初めてご利用の方」もあわせてご覧ください

| No | 分類 | 質問 | 回答 |
|------|---------|---|---|
| 6-21 | 入力方法 | 申請する営業品目の取扱品目が多くて入力欄が足りないが、それにより何か不都合があるか。 | 営業品目の多少により有利となることはありませんが、自治体によっては登録する営業品目数に制限を設けている場合がありますので、ご注意ください。 |
| 6-22 | 入力方法 | 県と各市に申請予定だが、担当窓口一人だと連絡が集中するため、協会の担当者を各申請先により分けることができるか。 | 資格申請システムの「担当者・行政書士情報」画面に登録されたメールアドレスにてメールが送信されますので、担当者をそれぞれ分けることはできません。(本社が申請主体となるため。)資格申請システムにおいては、一つのID、パスワードでの作業となります。作業途中のものを一時保存することが可能ですので、一時保存した後、別の方が作業するなどして対応をお願いします。なお、複数の方々にメール通知が必要な場合は、メンバーリスト等をご確認ください。 ただし、電子入札システムにおいては、各申請先自治体ごとに営業所に委任している場合、それぞれにメールアドレスの登録が可能ですので申請先自治体ごとに連絡先を分けることができます。 |
| 7-1 | 共通・団体審査 | 「共通審査自治体から担当者にメールが届く」とのことだが、共通審査自治体からの「申請受付・受理完了」のメールは提出先の自治体数に係わらず、各1通、「認定完了メール」については複数の自治体からメールが送られてくると解釈してよいか。 | その認識で問題ありません。 |
| 8-1 | 添付ファイル | 「役員等名簿」をアップロードすることになるが、データはPDFでもよいか。 | 「役員等名簿」についてはエクセル様式を準備しており、島根県管財課、総務事務センター及び参加7市町のホームページからダウンロードできます。取りまとめ作業等の関係から、このエクセル様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、アップロードにご協力をお願いします。 |
| 8-2 | 添付ファイル | 添付ファイルの名前の付け方にルールはないのか。 | 「商号又は名称」+「_」(アンダーバー全角)+「役員等名簿」と入力してください。 |
| 8-3 | 添付ファイル | 「役員等名簿」について、会社名や住所の入力方法がよく分からない。 | 「役員等名簿」のファイルに記載例のシートも添付しておりますので、そちらをご確認ください。 |
| 8-4 | 添付ファイル | 「役員等名簿」をアップロードしたが、名簿を修正したので再度アップロードしたい。 | 「添付ファイルアップロード」画面で再度参照ボタンを選択しアップロードしてください。添付ファイルが上書きされます。 |
| 9-1 | 送付方法 | 「消費税及び地方消費税の納税証明書」は、共通審査自治体へ1部提出すれば他の自治体へは提出する必要はないと考えてよいか。 | 「消費税及び地方消費税の納税証明書」は共通添付書類となっていますので、共通審査自治体へ1部送付して頂ければ結構です。個別に各自治体へ提出する必要はありません。 |
| 9-2 | 送付方法 | 「委任状」は個別に郵送か。 | 「委任状」は個別添付書類ですので、申請する各参加自治体へ送付願います。 |
| 9-3 | 送付方法 | 書類送付は宅急便ではいけないのか。 | 書類の送付は、原則、郵便又は信書便で消印(発送)日があるものをお願いします。 証明書等の「信書」は、総務大臣の許可を受けた信書便事業者に限って、その送達が認められています。 |
| 9-4 | 送付方法 | 各自治体への提出書類について、たとえば「消費税及び地方消費税に関する納税証明書」などは原本を郵送することとなっているが、個別添付書類でダウンロード可能なものも、電子データではなく郵送による提出か。 | 紙により提出願います。 |
| 9-5 | 送付方法 | 共通添付書類の「消費税及び地方消費税に関する納税証明書」は電子データでも良いか。 | 納税証明書の交付申請については、本社(店)の所在地を管轄する税務署に対して電子申請(e-Tax)により行うことはできますが、共通審査自治体に対しては原本で書面により提出いただく必要があります。 |
| 9-6 | 送付方法 | 共通添付書類の「消費税及び地方消費税に関する納税証明書」は原本提出とあるが、できればコピーも可としてほしい。 | コピーは受け付けることができません。原本で書面によりご提出ください。 |
| 9-7 | 送付方法 | 共通添付書類送付票の「【3】誓約・同意」で代表者印を押すが、 ①会社の実印 ②会社の社印 ③社長の実印 どれを押せばよいか。 | 通常、入札契約時に使用される印を使用願います。 基本的には、会社の社印を想定しています。 |

資格申請システムQ&A（物品・役務）

【平成30年8月31日版】

★ 電子調達共同利用システムの「FAQ(よくある質問)」「初めてご利用の方」もあわせてご覧ください

| No | 分類 | 質問 | 回答 |
|------|-----|---|--|
| 10-1 | 変更 | 各自自治体ごとに一旦登録した営業所情報の変更は随時可能か。 | 変更申請としての取り扱いとなりますので、平成31年1月4日以降、資格申請システムにより変更申請を行ってください。 具体的には、資格申請システム上の「変更申請」からログインし、「営業所情報登録」画面において修正する必要があります。入力が完了後、必要書類(委任状等)をご提出ください。変更事項ごとに必要な書類については、今後申請先自治体のホームページへ掲載予定としています。 |
| 10-2 | 変更 | 担当者情報、メールアドレスはその都度変更できるか。 | 変更申請としての取り扱いとなりますので、平成31年1月4日以降、資格申請システムにより変更申請を行ってください。 |
| 10-3 | 変更 | 修正指示があった時、システムで修正するのか。 | 修正指示には、システムにより登録した内容を修正するものと、郵送された書類に対しての修正指示があります。システムに対する修正指示があった場合はシステムにより修正し、修正申請を行ってください。 |
| 10-4 | 変更 | 「申請完了」ボタンクリック後の修正はいかなる場合もできないのか。 | 添付資料や入力内容等に不備があれば、申請先自治体から修正指示メールが送られ修正が可能になります。 |
| 10-5 | 変更 | 代表者又は担当者の変更があった場合(たとえばメールアドレスなど)、システムで変更可能か。 | 変更申請としての取り扱いとなりますので、平成31年1月4日以降、資格申請システムにより変更申請を行ってください。 |
| 11-1 | その他 | 今後、不参加の自治体も参加予定はあるか。 | 不参加自治体の今後の参加は未定ですが、参加することも可能性としてはあります。 |
| 11-2 | その他 | 受注実績がないと申請できないのか。 | 各自自治体の判断となります。 各自自治体の手引等をご確認ください。 |
| 11-3 | その他 | 従来どおりシステムは利用せず紙で申請したいが可能か。 | やむを得ない事情により、資格申請システムでの申請が困難な場合、資格申請システムで申請ができる参加自治体のうち、1自治体のみ申請する者に限って紙での申請を認める場合があります。 (複数の自治体へ申請する場合は、紙での申請は認めませんのでご了承ください。) 紙での申請につきましては、申請先自治体へお問い合わせのうえ、申請方法等を確認願います。 |
| 11-4 | その他 | 担当者メールアドレス、行政書士メールアドレスの両方を入力した場合、どちらに送られるのか。 | 両方に送信されます。 |
| 11-5 | その他 | 修正指示メールは行政書士の方に届くようにはならないか。 | 担当者メールアドレスと行政書士メールアドレスの項目に入力されたメールアドレスに、メールが送信されます。 担当者メールアドレスに行政書士の方のメールアドレスを入力すれば、行政書士の方にのみメールが届きます。 |
| 11-6 | その他 | 入力した内容はIDとパスワードがあればどのパソコンからも確認できるようになるか。 | ブラウザ(IE)から接続するシステムです。ネットワークに接続できている環境下でのパソコンいずれからでも利用が可能です。 |
| 11-7 | その他 | システム入力時の入力間違いを防ぎ、スムーズに入力が行えるよう、下書き可能なフォーマットはあるのか。 | 現在は用意しておりません。今後要望が多いようでしたら検討いたします。 |